

米国における知的財産政策の動向 ～前編～

経済産業省 産業技術環境局 国際電気標準課 課長 柳澤 智也

抄録

世界の経済情勢や時の政権とともに変化を繰り返す米国知的財産政策であるが、その変化は時に大きなうねりとなり、日本産業界のグローバルな経済活動に大きな影響を及ぼしてきた。現在のグローバル市場をめぐる熾烈な国際競争の中で少しでも優位に立とうとするならば、米国の知的財産政策の動向を正確に把握・分析し、知的財産戦略において常に先手を打てるようにしておくことが必要不可欠である。

本稿では、筆者が日本特許庁の米国駐在員として米国知的財産コミュニティに身を置くことにより得た経験や知見を活かして、近年の米国の知的財産政策の動向をマクロな視点から紹介する。まず1970年代終盤から現在に至るまでの米国の知的財産政策の大きな流れを説明し、そのうえで、トランプ政権、及びバイデン政権の知的財産政策についての話をしたい。

また、これまでほとんど語られることのなかった特許庁米国駐在員の日常についても、コラムという形で簡単に紹介したい。

1. はじめに

筆者は、2017年6月から2020年6月までの3年間、日本貿易振興機構（JETRO）ニューヨーク事務所知的財産部長（兼知的財産研究所ワシントン事務所長）として、米国特許商標庁（USPTO）を中心とした知的財産関連政策を所管する米国政府機関との調整、連邦議会や司法府の動きも含めた米国の知的財産政策の動向調査、米国企業の知的財産戦略についての調査等の業務を遂行した。

米国と言えば、知的財産を重要視し、特許権に強い保護と効力を与える、いわゆるプロパテントの国というイメージを抱く方がほとんどではないだろうか。もちろんグローバルな視点、すなわち世界各国との比較という視点からは、米国は間違いなくプロパテントの国と言える。しかし、歴史的観点から論ずれば、米国におけるプロパテントの度合いには大きな波がある。筆者が米国知的財産コミュニティに身を置いた時期は、トランプ政権の下、知的財産政策が、中国等の躍進によって低下した米国の産業競争力を復活させるための重要な切り札として用いられた時期であり、まさに米国の知的財産政策の潮目が大きく変わったタイミングであった。

筆者の赴任当時、米国の知的財産関係者の間で

は、「近年の知的財産政策が特許権の保護・効力を弱める方向に偏り過ぎたため、研究開発投資資金が中国や欧州に流出しており、米国のイノベーション能力が蝕まれている」などと、自国の知的財産政策を批判する声が非常に大きくなっていった。特に米国知的財産コミュニティの主役である特許弁護士の多くは、数々の創造的アイデアが特許の保護対象ではないと判断され、仮に特許権を取得したとしても後々容易に覆されて無効になってしまうといった状況に、自国の特許制度への信頼や誇りを失いかけていたように見えた。そうした中、政権を握ったトランプ大統領の下で知的財産権の保護・効力を強化する政策が次々と打ち出されたこともあり、強い知的財産制度、強い特許制度の復活を求める声はピークに達し、連邦政府、連邦議会、連邦裁判所、シンクタンク、アカデミア等の様々な場において、在るべき制度の姿をめぐる激しい議論が繰り返されることとなった。

トランプ政権からバイデン政権へと政権が変わり、USPTO長官等の知的財産政策を担う主要なプレイヤーが未だ決定していない現時点では、米国の知的財産政策が今後どのような方向に向かうのかを断定することはできないが、中国との技術覇権争いがますます激化するなど、グローバル市場獲得のた

めの国際競争が熾烈を極めていいる現状を考えれば、米国がトランプ政権時の知的財産重視の姿勢を大きく変えることはないであろうと思われる。一方、最近のバイデン政権の動きを見ると、特定の分野においては、特許権の効力を弱める方向（便宜上「アンチパテント」と呼ぶ）への揺り戻しの兆候が表れているようにも感じられる。

このように、世界の経済情勢や時の政権とともに変化を繰り返す米国知的財産政策であるが、その変化は時に大きなうねりとなり、日本産業界のグローバルな経済活動に極めて大きな影響を及ぼしてきた。そのため、グローバル市場をめぐる熾烈な国際競争の中で少しでも優位に立とうとするならば、米国の知的財産政策の大きな動きを絶えず把握・分析し、知的財産戦略において常に先手を打てるようにしておくことが必要不可欠である。

本稿では、筆者が米国の知的財産コミュニティの一員として過ごすことによって得た経験や知見を活かして、近年の米国の知的財産政策の動向をマクロな視点から紹介する。まず1970年代終盤から現在に至るまでの米国の知的財産政策の大きな流れを説明し、続いて、トランプ政権、及びバイデン政権の知的財産政策についての話をしたい。紙面の制約もあり詳細な紹介をすることは叶わないが、それでも、少しでも多くの方に大きなうねりの中にある米国知的財産政策の「今」と「今後の展望」をお伝えすることができたら幸いである。

また、読者の中には、特許庁の米国駐在員の現地での生活や業務に関心のある方もいると思う。筆者の3年間の駐在員生活が残り3か月に差し掛かったタイミングで新型コロナ問題が発生し、New Normalの下で生活や仕事の進め方が一変したため、その大部分をNew Normal以前の環境で過ごした筆者の駐在員生活は、これからの海外駐在のスタンダードとは大きく異なるものであろうが、海外駐在員業務の本質的な部分は新型コロナ問題以前であっても以後であっても不変であると思われる。よって、本稿では、コラムという気軽な形で筆者の米国駐在員生活

についても簡単に紹介することとしたい。

なお、本稿に記載する見解等は筆者個人のものであり、政府機関等の公式見解ではないことを予めお断りしておきたい。

2. 1970年代終盤からの米国プロパテント政策

トランプ政権以降の知的財産政策の動きをより鮮明に描き出すため、まず1970年代終盤から現在に至るまでの米国の知的財産政策の大きな流れを簡単に紹介することとしたい。

よく語られる話だが、米国では、低下しつつあった自国の産業競争力を回復するために、1970年代終盤から、特許権をはじめとする知的財産権の保護・活用を強化する政策、いわゆる「プロパテント政策」が強力に推し進められた。

USPTOの機能強化や連邦政府資金が投入された研究から生まれた特許発明の商業化促進などを通じて米国特許システムの強化を図ることを柱の一つとして掲げたカーター大統領による産業競争力強化のための教書¹⁾(1979年)の策定を皮切りに、裁判所毎に判断のばらつきが大きかった特許関連の事件を専属管轄する連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)の設立(1982年)、米国のイノベーションを模倣から守るために知的財産権の保護の強化が必要である旨を謳った、いわゆるヤングレポート²⁾のとりまとめ(1985年)など、知的財産システムを強化するための政策が次々と講じられた。

司法においても、人工バクテリアに関する発明を特許の保護対象として認めたDiamond v. Chakrabarty事件最高裁判決(1980年)や、数学的アルゴリズムを用いたプロセスに関する発明を特許の保護対象として認めたDiamond v. Diehr事件最高裁判決(1981年)など、連邦最高裁によって特許の保護範囲を広く解釈する判決が相次いで出され、これもプロパテントの動きを後押しすることとなった。連邦最高裁がChakrabarty事件判決の中で示した米国特許法第101条(特許の保護対象となる発明

1) [Industrial Innovation Initiatives Message]

<https://www.presidency.ucsb.edu/documents/industrial-innovation-initiatives-message-the-congress-administration-actions-and>

2) レーガン政権が1983年に創設した産業競争力委員会(President's Commission on Industrial Competitiveness)によってとりまとめられた「Global Competition: The New Reality」と題するレポート。

を定義する条項)の解釈、すなわち、議会は「anything under the sun that is made by man (太陽の下、人により創造されたあらゆるもの)」を特許の保護対象とすることを意図していたのだという解釈³⁾は、知的財産の世界を歩む者なら誰もが耳にしたことのある伝説的な名言ではないだろうか。

こうしたプロパテント政策の下、米国では特許権の経済的価値が向上し、それは特許権侵害訴訟で侵害者に科される莫大な損害賠償という形で顕在化した。有名な例として、1991年に決着に至ったポラロイド対コダック事件が挙げられる。これは、ポラロイド社が、コダック社の製品が自社のインスタントカメラに関する特許を侵害しているとして特許権侵害訴訟を提起した事件である。裁判所はコダック社による特許権侵害を認め、コダック社に対して侵害製品の製造・販売等の差止を命じた。このため、コダック社はインスタントカメラ市場からの撤退を余儀なくされた。また、最終的にコダック社は9億2500万ドルという巨額の損害賠償の支払いを命じられた。これは当時のレートで約1400億円にものぼる金額だったとのことである。当然ながら、日本企業が訴えられる事件も数多く起こった。代表的なものとして、テキサスインスツルメンツ社(TI社)が1986年に日本のDRAMメーカー8社と韓国のDRAMメーカー1社を相手に起こした特許権侵害訴訟が挙げられる。TI社は、特許権侵害訴訟だけでなく、国際貿易委員会(ITC)に対して、自社特許を侵害するDRAM製品の米国への輸入差止の申立も行った。結局、日本企業は相次いで多額のライセンス料を支払うことに合意し、TI社と和解したと報じられている。

米国におけるこうした一連の高額の特許紛争は日本の産業界を震撼させた。プロパテント政策は、米国が意図したとおり、米国産業界を脅かしていた日本等のライバル国の企業に、ビジネスをグローバルに展開したいのであれば、決して米国特許を侵害してはならないとの大きなプレッシャーを与えること

となった。

3. 「行き過ぎたプロパテント政策」の修正

特許権が生み出す大きな経済価値が注目されるに伴い、米国では、自らの事業で用いるわけではないにもかかわらず他人の特許権を買い集め、それらを使って和解金の取得を目的に事業会社を次々と特許権侵害で訴えるというビジネスモデルを採用する企業が徐々に増加していった。2000年代にはその台頭が顕著となり、大きな社会問題となった。この問題は、Patent Assertion Entity (PAE) 問題、Non-Practicing Entity (NPE) 問題、パテントトロール問題など、様々な呼び方で呼ばれる(本稿では、分かりやすさの観点からパテントトロールという言葉を用いることとする)。その結果、強すぎる特許制度が、かえって米国のイノベーションを阻害しているのではないかとの声が徐々に大きくなっていった。

こうした問題を背景に、2000年代半ば以降の米国では、「行き過ぎたプロパテント政策」を修正し、バランスの取れた特許制度を取り戻そうとする動きが加速した(図1)。



図1 米国知的財産政策の動き

例えば、連邦最高裁からは、特許権に基づく差止請求が容易には認められないようにする判決⁴⁾、特許出願された発明が特許適格性を満たすための要件を厳しくする判決(特許の保護対象となる発明の範

3) 米国において特許の保護対象となる発明は、米国特許法第101条によって「新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物……」と規定されている。そうした中、Chakrabarty事件では、生物は特許の保護対象となるのかという点が争われた。最高裁は、議会は立法時に「anything under the sun that is made by man」を特許の保護対象とすることを意図していたとして、争点となっている人工バクテリアは「製造物」または「組成物」に該当し、特許の保護対象となる発明であると判示した。

4) eBay事件最高裁判決(2006年) <https://www.supremecourt.gov/opinions/05pdf/05-130.pdf>

囲を狭く解釈する判決)^{5),6),7)}、特許権侵害訴訟を提起する際に、特許権者が自身に有利な訴訟地を従来のように簡単には選ぶことができないようにする判決⁸⁾など、特許権の力を弱める方向に働くアンチパテント寄りの判決が相次いで出された。なお、ここで示した特許の保護対象となる発明の範囲を狭く解釈する判決、具体的には2012年のMayo事件判決、及び2014年のAlice事件判決によって確立された特許適格性の有無を判断するための2ステップテスト（いわゆるAlice/Mayoテスト）は、その内容が分かりにくく、個々の事件に適切に適用することが非常に難しいものであったため、後述するように、USPTOや下級裁判所における特許適格性の有無に関する判断の予見性を著しく低下させるという結果を招くこととなった。

連邦議会も、2011年にイノベーション促進に資

する特許制度を取り戻すことを目的とした特許改革法「America Invents Act (AIA)」を成立させ、AIAの下、質の低い特許権を排除する機能を備えたAIAレビュー制度（日本の無効審判制度・異議申立制度に相当）が導入された。AIAレビュー制度は、訴訟で特許権を無効にしようとする莫大な費用と時間と労力を費やす必要があったことを受けて、より安価かつ迅速に質の低い特許権を排除することができる新たな特許無効手続として導入されたものであるが、その法目的のとおり、特許権侵害で訴えられた者等は、相手方の特許を無効にするための簡便で非常に強力な対抗手段を手にする事となった。後述するが、AIAレビュー制度は、特許権を無効にするツールとしてあまりにも強力的に機能し過ぎたため、先述のAlice/Mayoテストと同様に、その運用をめぐって後に大きな議論を呼ぶこととなった。

コーヒーブレイク●米国駐在員の日常（その1）

読者の中には、特許庁の米国駐在員が現地でのような生活を送り、どのような業務を担うのかという点に関心のある方もいると思う。そこで、筆者の米国駐在員としての日常を簡単に紹介したい。

最初に話しておきたいのが、筆者の3年間の駐在員生活が残りの3か月となったタイミングで発生した新型コロナの感染拡大についてである。新型コロナ問題によって、生活の全てが一変した。駐在員としての従来の働き方を根底から見直さざるを得なくなり、最後の3か月は、それまで時間と労力を費やしてFace to Faceで行ってきた業務の大部分をウェブ会議で行うこととなった。新型コロナの脅威を乗り越えて以前のような生活環境に戻ったとしても、新型コロナ問題を契機に到来したNew Normalの下での新しい働き方までも

が以前の姿に逆戻りするということはないであろうし、そういう前提でこれからの業務の在り方を考えていかなければいけないのだろうと思う。

そう考えると、筆者が以下に紹介する米国駐在員生活は、これからの新しい時代にはそぐわないもので、思い出話の中で古き良き時代の駐在員生活などと語られるだけのものなのかもしれない。しかし、歴代の米国駐在員を務めた先輩方が足を使って築き上げた米国知的財産コミュニティにおける人的ネットワークに、筆者自身どれほど助けられたか分からないし、どのような世界であっても海外駐在員業務の本質は変わらないはずである。米国知的財産コミュニティのできる限り深いところまで入り込もうと奔走した筆者の駐在員生活が、これからの新しい働き方の中でも何かの参考になることを願って筆を執りたい。

- 5) Mayo事件最高裁判決（2012年：特許出願された発明が、特許による保護の対象とならない「自然法則」自体に該当するか否かを判断するための基準を示した事案） <https://www.supremecourt.gov/opinions/11pdf/10-1150.pdf>
- 6) Myriad事件最高裁判決（2013年：特許出願された発明が、特許による保護の対象とならない「自然現象」に該当するか否かを判断するための基準を示した事案） https://www.supremecourt.gov/opinions/12pdf/12-398_1b7d.pdf
- 7) Alice事件最高裁判決（2014年：特許出願された発明が、特許による保護の対象とならない「抽象的アイデア」に該当するか否かを判断するための基準を示した事案） https://www.supremecourt.gov/opinions/13pdf/13-298_7lh8.pdf 8) TC Heartland事件最高裁判決（2017年） https://www.supremecourt.gov/opinions/16pdf/16-341_8n59.pdf

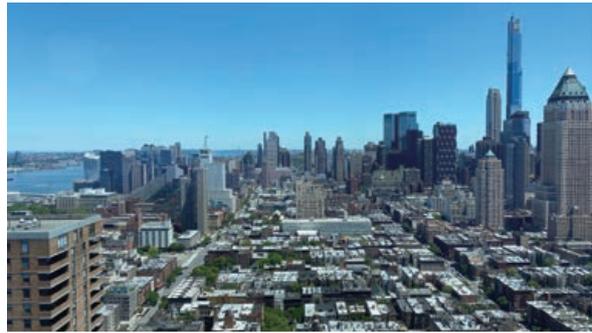
米国駐在員の日常～生活編@ニューヨーク～

米国での住居について

特許庁の米国駐在員は他の国々の駐在員と異なり、JETROニューヨーク事務所知的財産部長と知的財産研究所ワシントン事務所長を兼務する。このため、ニューヨークとワシントンDCの双方にオフィスを持っており、両都市を行き来しながら業務を行うこととなる。筆者の場合は、平均して週に3～4日はワシントンDCで業務を行っていた。

では住まいはニューヨークとワシントンDCのどちらになるのかという疑問が浮かぶと思うが、業務上の本籍はJETROニューヨーク事務所となるため、住居はJETROニューヨーク事務所のあるマンハッタンへの通勤圏内に構えることとなる。ニューヨークには日系の不動産会社がいくつかあるため、それらの仲介業者をお願いすれば比較的容易に住居を探すことができるのだが、筆者は、せっかくなので周囲の環境を含め自分の目でじっくり確かめて住居を決めたいと思い、仲介業者を利用せずに自身でアパート探しをすることとした。現地に赴任して最初の週末とその次の週末を使ってマンハッタン内のめばしい地域を歩きまわり、良さそうなアパートがあれば、インターネットで設備等を確認したうえでアパート内に置かれている管理会社のオフィスに連絡して内見させてもらった。最終的には、タイムズスクウェアやミュージカル劇場が建ち並ぶブロードウェイから歩いてすぐのミッドタウンウエスト地区のアパートに住むことにした。

このように書くと、遊びやすい場所を選んだだけではと言われてしまいそうだが、JETROニューヨーク事務所まで徒歩約20分、ワシントンDC行きの列車(アムトラック)の発着駅であるペンシルベニア駅(ペン・ステーション)まで地下鉄(サブウェイ)で一駅、さらにはラガーディア空港、ジョン・F・ケネディ空港、ニューアーク・リバティ空港へのアクセスも非常に良好という立地であったため、ニューヨークとワシントンDCの事務所を行き来するにも、全米各地に出張するにも、うってつけの場所であった。



自宅から見たニューヨーク・マンハッタン風景

ニューヨークでの日々

週に3～4日はワシントンDCで業務を行っていたことに加え、全米各地へ出張が多かったため、会議やシンポジウム等が少なくなる夏場を除くと、ニューヨーク事務所への出勤は月に3、4日程度であった。日本からの出張者が集中したため、ニューヨーク事務所に顔を合せたのが半日だけという月もあった。

ニューヨークでの主な業務は、ローファーム(法律事務所)や企業に勤務する特許弁護士からの情報収集や、日系企業の知的財産関係者向けのセミナーの主催等であった。ニューヨークのローファームに勤務する特許弁護士は、ビジネスの中心地という土地柄もあって、リティゲーション(訴訟)を専門とする方が多かったため、特許や営業秘密に関する訴訟の動向について教えていただくことが多かった。特に、元USPTO長官のデビッド・カッポス氏には、大変良くしていただいた。知的財産関係の重要なイベントがある度に声をかけていただいたし、知的財産政策において重要な動きがあるとすぐに連絡をしてくださった。カッポス氏の勤務先のローファームやご自宅が、筆者の住むアパートと近かったこともあり、顔を合わせる度に、おすすめの観光スポットやレストラン情報等も教えていただいた。

また、知的財産関係のシンポジウムやイベントも多かったことから、それらに参加してニューヨーク近郊の知的財産関係者とのネットワーク構築に努めた。代表的なイベントとして、毎年3月下旬頃に開催されるニューヨーク知的財産権法協会(NYIPLA: New York Intellectual Property Law Association)主催の”Judges Dinner”を紹介しよう。Judges Dinnerは、米国知的財産コミュ

ニティにおける最大級のイベントであり、筆者もタキシードにボウタイという慣れない姿で毎年参加させていただいた。その名のとおり、会にはCAFCの裁判官を含め知的財産訴訟を担当する裁判官が多数招待され、結婚披露宴のようにテーブルが配置された巨大な会場の前方に設置された壇上には、その年に表彰される10名ほどの裁判官がずらりと並ぶ。また、壇上を囲む数え切れないテーブルには、それぞれ裁判官が1名ずつ座り、各テーブルを囲む特許弁護士らと交流を深めることができるようになっている。裁判官だけではなく、USPTO長官等の政府高官や企業の法務・知的財産担当のトップ（法務部門や知的財産部門のトップはVice Presidentの肩書を有することが多い）等も多数招待されていた。ネットワークの構築という点のみならず、米国のフォーマルな社交の場を経験するという点でも大変有意義な場

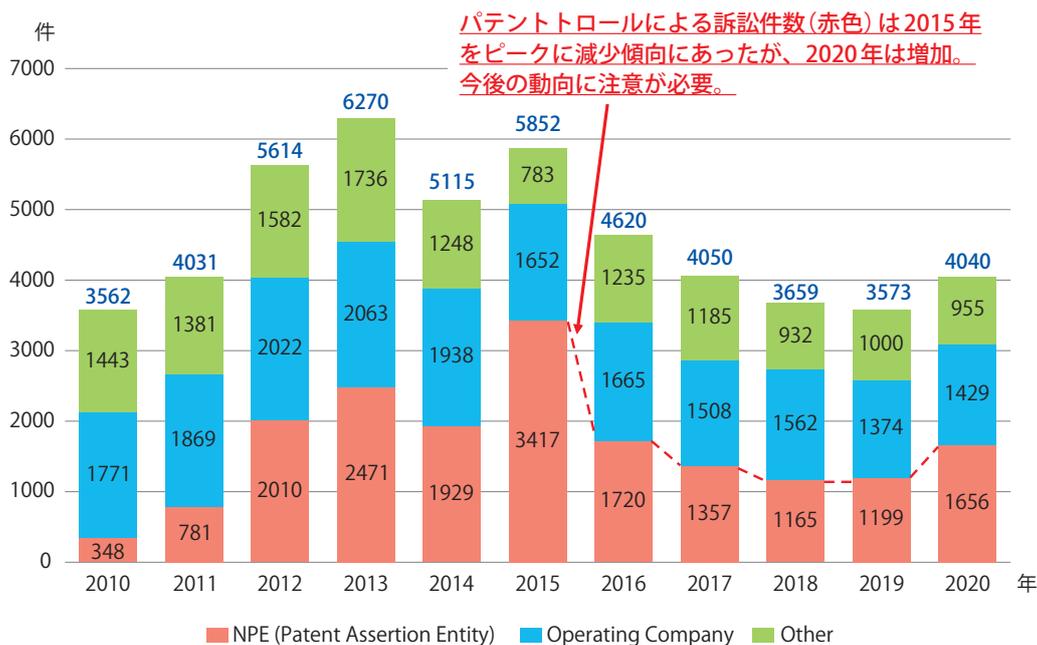
であった。

規模は様々だが、米国では、このJudges Dinnerのように裁判官、政府高官、特許弁護士、企業幹部等が一堂に会して知的財産制度について意見を交わすことができるイベントやシンポジウムが各地で頻繁に開催される。赴任当初は、こうした場において判事の方々が自身の見解をストレートに述べることに驚いた。もちろん、自身が関与している現在進行中の個別事案に関することについては絶対にコメントしないが、制度の在り方や法律の解釈等の一般的な議論になると、判事の方々も自身の見解を率直に述べていた。こうしたイベントや各種シンポジウムに出席して、米国知的財産コミュニティが有するダイナミックなメカニズムを経験する度に、日本にもこのような場がもっとも必要なのだろうと強く感じた。

4. プロパテント修正策がもたらしたもの

「行き過ぎたプロパテント政策」を修正するための一連の措置により、パテントトロール問題の深刻さを訴える声は次第に小さくなった。それは定量的にも見て取ることができ、パテントトロールの動向

分析やAIAレビュー制度を利用して質の低い特許権を無効化する活動等を行っているUnified Patents社が公表している報告書によると、パテントトロール（PAE/NPE）による特許関連訴訟の数が、ここ数年は2015年のピーク時と比べて大きく減少していることが分かる（図2参照）。2015年には3417件



Source : Litigation Annual Report 2020 (Unified Patents)

図2 米国連邦地方裁判所への特許関連訴訟提訴件数

であったパテントトロールによる特許関連訴訟が、2020年には1656件となっており、それによって、莫大な費用や労力を浪費することになるとの批判を浴びてきた特許関連訴訟全体の数も同程度減少している。なお、ピーク時と比べると大きく減少してはいるものの、2020年のパテントトロールによる特許関連訴訟件数は、2018年や2019年の数字と比べると500件近く増えているため、今後の動向を注意深く見ていく必要があると思われる。

パテントトロール問題が解消の方向に向かっているというように書くと、2000年代半ば以降のプロパテント修正の動きに間違いはなかったかのよう聞こえるが、2010年代半ば頃から、米国では「プロパテント政策修正の動きが行き過ぎたのではないか」との指摘がなされることが非常に多くなった。数多くの有識者が、「プロパテント政策を修正する動きが行き過ぎたため、米国の特許制度が弱体化してしまい、その結果、米国のイノベーションシステムに悪影響が生じている」、「今の米国では、コンピュータソフトウェアやライフサイエンス等の先端技術分野での発明が特許権で適切に保護されないため、そうした重要分野における研究開発投資が米国から欧州、中国へ流出し始めている」などといった警鐘を鳴らし始めたのである。

2017年頃には、特許権の効力を弱める方向、すなわちアンチパテント方向に振れすぎた振り子の針（図3参照）をプロパテント側に戻して、失われた米国の国際競争力とイノベーション創造能力を回復させる必要があるとの認識が、有識者の間、特に政治の中心であるワシントンDCをベースに活動する有識者の間に広く浸透していたように思われる。

では具体的に何が問題なのかと問われた際に、有識者のほとんどが声を大にして指摘するのが、AIAレビュー制度に関する問題と、特許適格性（特許の保護対象）に関する問題である。例えば、全米商工会議所が発行する「International IP Index」の特許の 카테고리を見ると、2016年以前はずっと世界1位にランク付けされていた米国の特許システムの順位

が、2017年は10位、2018年には12位と大幅にランクダウンしており、International IP Index 2018年版では、順位を落とした主な原因として、USPTOや裁判所における特許適格性の有無の判断の予見性が低いこと、及びAIAレビュー制度によって特許権が極めて容易に無効にされる状況になっていることが挙げられている⁹⁾。

特に、特許適格性の問題については、「バイオテクノロジー関連発明、コンピュータソフトウェア関連発明が特許適格性を持つか否かを判断する際に、過度に慎重なアプローチが採られるため、米国が長年維持した世界有数のイノベーション環境が弱められ、国際競争力が失われている」とまで記載されている。

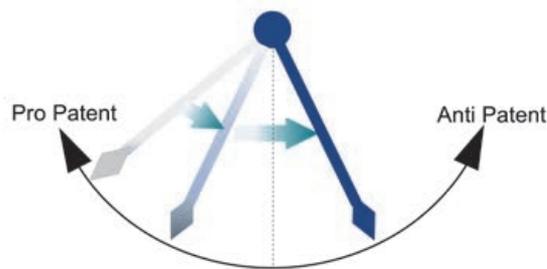


図3 米国知的財産政策の動き

5. 現在の米国の知的財産政策の動向

アンチパテント方向に振れすぎた振り子の針をプロパテント側に戻す必要があるとの認識が米国知的財産コミュニティの間で広がりを見せていた2017年、民主党オバマ政権に代わって共和党トランプ政権が船出をした。果たしてトランプ政権がどのような知的財産政策を打ち出すのかと多くの知的財産関係者が注目していたところ、同政権が打ち出したのは、強烈な知的財産重視の政策であった。

トランプ政権は、知的財産に関する大統領覚書や大統領宣言を公表して、米国の知的財産を他国による侵害行為から守るために強力な措置を講じることや、国内の特許制度を強化すること等を宣言し、米

9) USPTOのAndrei Iancu前長官による審判部改革でAIAレビュー制度の運用が一定程度改善されたため、International IP Index 2019年版では、米国は2位まで順位を戻している。2020年版、2021年版でも、米国は特許部門で2位を維持している。

なお、特許適格性の問題については、2020年版、2021年版の双方とも、USPTOが2019年1月に公表した特許適格性に関する審査ガイドランスにより特許適格性の判断基準の明確化が図られた点を高く評価しているものの、司法における判断との一貫性の問題など、依然として特許適格性に関する不確実性が解消されていないとの懸念を示している。

国の知的財産の保護を重視する姿勢を明確に示した。

また、同政権は、政府高官の人事の面でも、知的財産を重視する姿勢を明確に打ち出した。一般的に、米国の政権がどういった政策を重視しているかを把握するには、政府機関の高官にどのような人物が任命されたかを分析することが非常に有益である。米国の裁判官や政府機関の高官は、合衆国憲法上、大統領による指名、連邦議会上院の助言と承認、大統領による任命という手続を経て任命されることとなっているため、政府機関の高官の人事には時の政権がどういった政策を実施したいと考えているかが色濃く反映されるからである。知的財産分野では、USPTO長官や模倣品・海賊版対策を担う知的財産執行調整官¹⁰⁾、米国通商代表部(USTR)のイノベーション・知的財産首席交渉官等が大統領によって任命される高官、いわゆるポリティカルアポイントメント(政治任用)のスタッフとなっており、米国の知的財産政策を占う上では、それらのポストにどのようなビジョンを有する人物が任命されるかという点が非常に重要となる。中でも、知的財産権に関する政策について商務長官を通じて大統領に助言を行う権限を有するUSPTO長官(USPTO長官は商務省知的財産担当次官も兼務)の人事は、最も重要と言える。トランプ政権は、そのUSPTO長官のポストに、プロパテント志向が非常に強い人物、Andrei Iancu氏を任命したのである。

トランプ政権の人事として特筆すべきものがもう一つある。司法省反トラスト局長の人事である。司法省反トラスト局は、反トラスト法の下、不当な取引等を取り締めることにより市場における適正な競争を促進するという競争政策を担う組織であり、一見、知的財産政策との直接的な関連性は低いようにも思われる。しかし、技術を排他的に支配できる絶対的独占権という特許権の性質上、その権利行使は市場競争に大きな影響を及ぼす可能性があるため、市場における適正な競争を促進するための政策である競争政策とは様々な場面で交錯することとなる。特に、標準化された技術を利用する際に避けて通る

ことができない特許権、すなわち標準必須特許は、市場での企業間競争に与える影響が極めて大きいため、その権利行使に際しては反トラスト法上問題とならないかを検討しなければならないことが多い。したがって、反トラスト局長の人事は、時に知的財産政策に重大な影響を及ぼすこととなるのである。トランプ政権は、競争政策の司令塔である反トラスト局長に、特許弁護士としての経験を有するMakan Delrahim氏を任命した。このDelrahim氏もまた、Iancu氏に勝るとも劣らないプロパテント志向の人物であった。

トランプ政権の知的財産重視の政策が実際にはどのようなものであったのかについては、後編で説明することとしたいが、いずれにしても上述のように、トランプ政権時の米国にはプロパテントの風が吹いていたことは明らかであった(図4参照)。

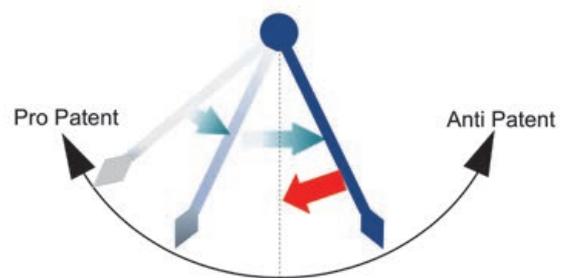


図4 米国知的財産政策の動き

2021年にトランプ政権からバイデン政権へと政権が代わり、それに伴って、USPTOのIancu長官、司法省反トラスト局のDelrahim局長の両者とも辞任したため、米国知的財産コミュニティは、今後の知的財産政策の行方に注目している。本稿を執筆している2021年8月末時点では、未だ次期USPTO長官の指名さえ行われていないため、米国の知的財産政策が今後どのような方向に向かうのかを断定することはできないが、対中国という文脈では、米国は引き続き自国の知的財産を確実に保護するという姿勢をとり続けるものと思われる。一方、最近のバイ

10) 知的財産執行調整官は、2008年に成立した包括的模倣品・海賊版対策強化法(PRO-IP法)により設置されたポストであり、知的財産執行諮問委員会の議長や、知的財産執行共同戦略計画の策定、大統領・議会への報告等を行い、米国知財が国内外で適切に保護されるよう模倣品・海賊版対策を強化することを責務としている。

デン政権の動きを見ると、医薬品分野や標準必須特許関連の分野においては、トランプ政権時と比べて多少アンチパテント方向への揺り戻しが起きそうな

兆候が表れ始めているようにも感じる。後編では、そうしたバイデン政権の動きについても紹介していきたい。

コーヒーブレイク●米国駐在員の日常(その2)

米国駐在員の日常～生活編@ワシントンDC～ ワシントンDCでの滞在先

ワシントンDC出張中は、ホテルに滞在することになる。ワシントンDCへは、ほとんど毎週出張する上に、平均して週に3～4日は滞在していたため、ホテル選びはとても重要となる。

ホテルを選ぶにあたっての最大の問題は、何と言っても予算である。1月、2月、8月といった閑散期には、150ドルほどあれば便利な場所に立つ普通のホテルに宿泊できるのだが、春や秋の会議シーズンになると宿泊料が全体的に2倍～3倍に跳ね上がるため、ワシントンDC内の便利な場所に泊まるには相当な額の自腹を切る覚悟が必要となる。これはUSPTOがあるバージニア州アレキサンドリアも同様で、ワシントンDC市街地から車で30分の郊外にあるにもかかわらず、春・秋の会議シーズンにUSPTOの近くのホテルに宿泊しようとするすると大幅な予算オーバーは必至であった。繁忙期に日本特許庁からUSPTOに出張したことがある方は、漏れなくUSPTOの庁舎群から離れた不便なホテルに宿泊せざるを得なかったという経験をしているのではないだろうか。

筆者の場合、赴任当初は土地勘もなかったため、ワシントンDC内の便利な場所にあるホテルの中から少しでも安く泊まれるところを探して宿泊していたのだが、そうしたホテルに泊まると、老朽化による強烈なカビの匂い、虫の大量発生、給湯設備の故障、エアコンの故障といった何かしらの不具合に見舞われるのが常であった。そのため、土地勘が養われた頃には、繁忙期になると郊外のお世辞にも便利とは言えない場所にあるホテルに宿泊していた。価格の高騰があまりにもひどい時には、一つのホテルに連泊することをおきらめ、毎日ホテルを変えてしのぐということもあった。おかげで、それが今後役に立つのかと

言われると甚だ疑問ではあるが、ワシントンDC近郊の中級以下のホテルはほとんど把握できるようになった。

ワシントンDCでの日々

ワシントンDCでは、知的財産関連政策を所管する政府機関との調整、連邦議会動向の把握、CAFCでの知的財産関連訴訟動向の把握、米国知的財産権法協会(AIPLA)や米国知的財産権者協会(IPO)等の知的財産関連の有力団体からの情報収集、さらにはニューヨークと同様に、ローファームに勤務する特許弁護士からの情報収集、日系企業の知的財産関係者向けのセミナーの主催といった業務を行った。

ワシントンDC周辺には連邦政府機関が集中しているため、ワシントンDC滞在中の業務の中心は政府機関とのやり取りとなる。商務省(DOC)、司法省(DOJ)、連邦取引委員会(FTC)、国務省(DOS)、米国通商代表部(USTR)、知的財産執行調整官室(Office of IPEC)など、多くの政府機関と仕事をしたが、当然ながら政府機関とのやり取りのうちのほとんどの時間をUSPTOとの調整に費やした。USPTOと日本特許庁は、特許審査ハイウェイ(PPH)や日米協働調査といった審査に関する協力、ITシステムに関する協力、分類に関する協力、審判に関する協力など、様々な共同プロジェクトを実施しているため、USPTOの各プロジェクト担当者とは頻りに顔を合わせて打ち合わせを行った。また、USPTOの同僚との打ち合わせのない日であっても、昼時に他の予定が入っていない場合には、ワシントンDCから車で30分ほど走ったところにあるアレキサンドリアのUSPTO本部(マディソンビルディング)のカフェテリアに行き、知り合いがいれば声をかけて一緒にコーヒーを飲むなどして情報収集を試みた。USPTOの同僚のうちの何名かはプライベート

トでも良くしてくれ、仕事後によく一緒にBarやレストランに行き、ビールやウイスキーを片手に世間話で盛り上がった。日々の生活の話や趣味の話をしてながら過ごす大変楽しい時間であったが、USPTO内の部局間の関係や人間関係、さらには噂話の類まで、普段は聞くことができない内輪話もたくさん聞くことができ、最大の仕事相手であるUSPTOについての理解を深めるうえでも非常に有意義な時間であった。

たった一度だけだが、業務上、ホワイトハウスのウエストウイングにも入ることがあった(ホワイトハウスを構成するアイゼンハワービルディングには何度も足を運ぶのだが、知的財産関係の業務でウエストウイングに入るとするのは、まずあり得ないことである)。詳細については別途紹介することとしたいが、米国の権力の中枢に足を踏み入れ、その雰囲気を感じることができたことは、とてもいい経験であった。

政府機関以外にも、AIPLA事務局、IPO事務局、ローファーム等を頻繁に訪問し、その都度、有益な情報をいただいた。CAFCやUSPTO本部が置かれているという土地柄もあって、ワシントンDC

及びその近郊には特許関係の事件を扱うローファームが集中しており、リティグレーション(訴訟)分野であっても、プロセキューション(権利取得手続)分野であっても、優秀な特許弁護士が無数にいるため、情報収集にはもってこいの場所であった。シンポジウムや知り合いの弁護士の紹介を通してどんどん人脈が広がっていくこともあって、数えきれないほどのローファームを訪問させていただき、USPTO審査官との面接のコツや訴訟戦略など、書物には書かれていない実務に関する知識をたくさん学ばせていただいた。

連邦議会での知的財産関連の公聴会や、CAFCや連邦最高裁での口頭弁論等に顔を出すことも多かった。トランプ大統領からUSPTO長官候補に指名されたAndrei Iancu氏が、上院による承認を得るために臨んだ上院知的財産小委員会でのヒアリングを傍聴するために、知的財産小委員会の議場の外で1時間以上並んだことや、連邦最高裁での口頭弁論を傍聴するために早朝から同裁判所の外で並んでいたところ、突然の大雨に降られて凍えそうになったことなどは、とてもいい思い出である。

6. 前編むすび

今回は、1970年代終盤から現在に至るまでの米国の知的財産政策の動きを振り返ることによって、プロパテントを一層強化する方向への振れと、プロパテントの程度を弱めるアンチパテント方向への振れとの間で絶えず揺れ動く米国の知的財産システムの姿を紹介した。また、トランプ政権時の知的財産政策、及びバイデン政権の知的財産政策にも少しだけ触れた。世界の経済情勢や時の政権とともに変化する米国の知的財産システムの全体像を、多少なりともお伝えできたのであれば幸いに思う。

次回は、トランプ政権の知的財産政策がどのようなものであったのかについて、より詳細に説明したい。また、現段階で正確な分析を行うことが不可能であることは重々承知しつつも、バイデン政権における知的財産政策の方向性についても、できる限りの分析を試みたい。

profile

柳澤 智也

(やなぎさわ ともや)



1998年、特許庁に入庁。特許庁において、特許審査官、企画調査課長補佐、審査基準室長補佐(基準企画班長)、秘書課長補佐、調整課長補佐(企画調査班長)、審査企画室長などを経験。また、UCバークレー客員研究員、OECDエコノミスト、内閣官房(現在は内閣府)知的財産戦略推進事務局参事官補佐を経験。知的財産戦略推進事務局にて知的財産政策に関する基本方針、知的財産政策ビジョン、知的財産戦略推進計画2013を起草。OECDではThe Emerging Patent Marketplace(和訳「イノベーションのオープン化と新興する知財マーケット」)等を執筆。2017年6月から2020年6月までJETROニューヨーク事務所知的財産部長(特許庁在米IP attaché、知的財産研究所ワシントン事務所長を兼務)。2020年7月より経済産業省産業技術環境局国際電気標準課長。